

# 福岡県公報

平成二十二年三月十九日  
第三千八十八号  
増刊 ①

## 目次

告示 示(第五百三十号・第五百三十一号)

福岡県沿岸漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

(漁業管理課)

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示(漁業管理課)

## 告示

福岡県告示第五百三十号

福岡県沿岸漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県沿岸漁業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業近代化資金利子補給規程(平成九年十月福岡県告示第七百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(利子補給の交付の対象とならない貸付け)

第三条の二 次に掲げるものに対する融資機関の貸付けについては、利子補給の交付の対象としない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第三号において単に「暴力団」という。)又は同条第六号に規定する暴力団員(第二号及び第三号において単に「暴力団員」という。)

二 暴力団員が役員となつてゐる団体

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの  
第七条第一項中「判明したとき」の下に「又は第三条の二各号のいずれかに該当するに至つたとき」を加える。

### 附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の福岡県沿岸漁業近代化資金利子補給規程の規定は、この告示の施行日以降の漁業近代化資金事務取扱要領(昭和五十一年五十漁政第二千九百六十号)(第四に規定する利子補給の承認分から適用し、同日前の承認分については、なお従前の例による。

福岡県告示第五百三十一号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和五十五年一月福岡県告示第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 知事は、次に掲げるものに対しては、前二項の規定にかかわらず、貸付けを行わないものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第三号において単に「暴力団」という。)又は同条第六号に規定する暴力団員(第二号及び第三号において単に「暴力団員」という。)

二 暴力団員が役員となつてゐる団体

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

第七条の見出しを、「貸付けの決定及びその取消し」に改め、同条に次の二項を加

える。

5 知事は、借受者に第四条第一項若しくは第二項に規定する借受資格がないことが判明した場合又は借受者が同条第三項各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その貸付けの決定を取り消すことができる。

6 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、借受者、漁業協同組合、市町村及び事務委託機関に対して、沿岸漁業改善資金貸付取消通知書（様式第五号の二）により通知するものとする。

様式第一号中「( )」を「( )」に改め、同様式に別紙として次のように加える。

四 冊 冊 ( ) に改め、同様式に別紙として次のように加える。



様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2 (第7条関係)

## 沿岸漁業改善資金貸付取消通知書

年 月 日

殿

福岡県知事 印

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）の沿岸漁業改善資金については、下記理由により貸付けの決定を取り消したので通知します。

記

貸付決定取消理由

借受者の住所及び氏名（漁業協同組合、市町村及び事務委託機関に通知する場合記載）

様式第六号の(裏)中「福岡県(以下「甲」という。)」が「次に「貸付決定の取消をした場合又は」を加える。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、この告示の施行の日以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。